

VOC削減目標

- 目標年次
平成22年度(2010年度)
- 削減量
現状(平成12年度)から3割程度削減
(中央環境審議会意見具申)

表 VOC削減によるSPM環境基準達成率の改善効果
(自動車NOx・PM対策地域)

		平成12年度	平成22年度				
VOC削減率(%)		-	0%	20%減	30%減	40%減	50%減
環境基準達成率(%)	一般局	81.1	92.6	94.9	95.5	95.7	95.7
	自排局	54.2	74.7	83.1	86.1	89.8	90.4
	合計	74.1	87.9	91.8	93.1	94.2	94.3

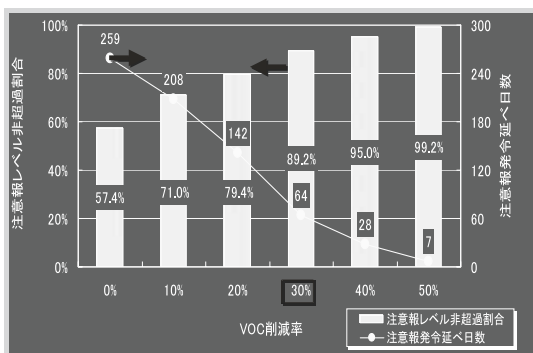


図 VOC削減率と光化学オキシダント・注意報レベル非超過割合との関係

政省令の検討体制

- VOC排出抑制専門委員会
(坂本委員長)

VOC排出抑制対策検討会(浦野委員長)

- ① 塗装(中杉委員長)
- ② 化学製品製造(浦野委員長)
- ③ 洗浄(岡崎委員長)
- ④ 印刷(小林委員長)
- ⑤ 貯蔵(早瀬委員長)
- ⑥ 接着(浦野委員長)

- VOC測定方法専門委員会
(岩崎委員長)

対策の枠組み

法規制と事業者の自主的取組とのベスト・ミックス手法により、効率的にVOCの排出抑制を実施

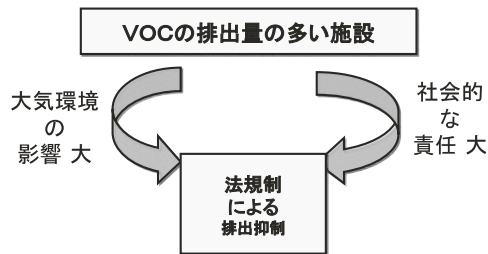
<直接規制>
確実かつ公平に排出削減が可能
→ ばい煙等で実績

<自主的取組>
事業者の創意工夫に基づき柔軟な対応が可能
→ 有害大気汚染物質で実績

<ベスト・ミックス>
自主的取組を評価・促進しつつ、大気環境への影響の大きな施設はシビルミマムの観点から法規制

2 法規制

法規制によるVOC削減



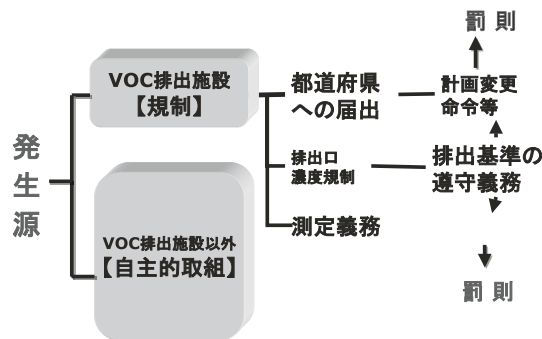
規制対象施設の規模要件

- 規制対象となる施設については、今回のVOC規制が、自主的取組を最大限に尊重した上での限定的なもの
⇒ 法規制を中心にVOCの排出抑制を図っている欧米等の対象施設に比して相当程度大規模な施設が対象となるよう設定

EUIにおける規制対象施設の規模要件(VOC年間消費量)：
我が国で規制対象になると思われる施設については概ね0.5～25トン/年

各施設ごとに設定する規模要件は、いずれも潜在的VOC排出量50トン/年程度を目安として、それに相当するものになるよう設定

法規制の概要



排出濃度基準の設定

- 既に排出規制を行っているEU等の知見を参考にしつつ、
 - 施設ごとの排出濃度を実測。それを踏まえて、現時点で適用可能な技術を幅広く採用する方向で、各施設ごとに排出基準値を設定
 - 適用可能な排出抑制技術には、VOC処理装置の導入だけでなく、原材料の転換等も含まれていることに留意

規制対象施設の類型

- (1) 化学製品製造のための乾燥施設
- (2) 吹付塗装施設、塗装のための乾燥施設
- (3) 接着のための乾燥施設
- (4) 印刷のための乾燥施設
- (5) 工業用洗浄施設
- (6) 貯蔵タンク

化学製品製造関係施設

例：樹脂乾燥器

